

最上町農業委員会第9回総会議事録

日 時 令和3年2月25日(木)午後10時00分～
場 所 最上町中央公民館 みどりホール
招 集 者 最上町農業委員会 会長 後藤一男

日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名委員の指定について
日程第3 議案

1. 出席委員(11名)

1番 渡邊紀栄	2番 山口昌子	3番 伊藤誠
4番 藤畑智	5番 二戸孝一	7番 渡部浩栄
8番 小林吉雄	9番 中島日出夫	10番 庄司千賀夫
11番 奥山勝明	12番 後藤一男	

2. 欠席委員(1名)

6番 五十嵐一春

3. 会議に出席した職員

事務局長 板垣誠弘 庶務係長 後藤卓哉

4. 会議に出席した農地利用最適化推進委員

今田源光 伊藤凡 齊藤和広 菅 惇 大場 充

5. 会議に付議した事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による許可申請について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 最上町農用地利用集積計画について

議案第3号 最上町農業標準賃金・賃借料情報の提供について

【開 会】

議 長： ただ今より、令和2年度最上町農業委員会第9回総会を開会いたします。
本日は6番委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので本総会
は成立いたします。

【会期の決定】

議 長： 日程第1、会期の決定について議題といたします。お諮りいたします。
会期は本日1日限りといたします。これに異議はございませんか。
(異議なしの声)
全員異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしま
した。

【議事録署名委員の指名】

議 長： 日程第2、最上町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録
署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ございませんか。
(異議なしの声)
異議なしと認めます。それでは、7番委員、8番委員兩名をお願いい
たします。それでは、日程第3、議事に入ります。

【議 事】

議 長： 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局
の説明をお願いいたします。

事 務 局： 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」説明い
たします。農地法第18条第6項の規定による通知があったので、受理し
たものである。令和3年2月25日提出。
(報告第1号 朗読説明3件)

議 長： ただいま事務局より説明がありました。農地法第18条第6項の規定に
よる通知については報告事項ですので、報告のとおりといたします。
次に、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局
より説明をお願いいたします。

事務局：議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条の規定による許可申請書の提出が下記のとおりあったので、同法施行規則第6条第2項の規定により意見を附して知事に進達しようとするものである。令和3年2月25日提出

(議案第1号について朗読説明1件)

議長：議案第1号について審議をお願いいたします。ご意見、ご質問はございませんか。

(5番委員挙手)

5番委員：この件は前回の申請時、事前着工がありました。その報告の後、県からの指示はどういうことだったのか聞かせていただければと思います。

事務局：まずは、すぐに工事をやめさせることと、その行為が悪質かどうかを確認することの2点です。それでもなお工事を続けるなど従わない場合は、県からの指導が行われます。と、いうことでした。
今回は、すぐに工事をやめていただき、当該農地が転用可能であったためそこまでの指導になります。

議長：他にございませんか。

(大場委員挙手)

大場委員：別件で以前に転用許可を行なった牛舎が倒壊したが、農業委員会では建築確認は関係ないのか。

事務局：転用申請の添付書類に平面図や立面図があるので規模の妥当性や周辺農地への影響等は審査していましたが、耐久性までは厳しく見ていなかったのが実情です。今後は周りに迷惑がかからないように耐久性についても確認していきます。

建築確認については、都市計画区域の場合は建築確認を行います。今回の場合は計画区域外だったため畜産関係の建築については確認の必要はありませんでした。

議長：議案第1号について他にご意見、ご質問はございませんか。
無いようですので、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」採決いたします。議案第1号について賛成の方は、挙手をお願いいたし

ます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって議案第1号は、原案のとおり決定いたしました。引き続き、議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第2号「最上町農用地利用集積計画について」農業経営基盤強化促進法に基づく下記の農用地利用集積計画について、同条第18条第1項の規定により意見の決定をしようとするものである。
令和3年2月25日提出。

(議案第2号 朗読説明11件)

議長： ただいま事務局より説明がありました。質疑はございませんか。ないようでしたら、議案第2号について、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって議案第2号は原案のとおり承認されました。引き続き、議案第3号「最上町農業標準貸金・貸借料情報の提供について」事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第3号「最上町農作業標準貸金・貸借料情報の提供について」農地法第52条の規定に基づき情報の提供をたく、意見の決定をしようとするものである。令和3年2月25日提出
管内の作業貸金を資料として添付しております。確認してください。変更がなければ、4月に全戸配布をする予定です。

議長： 議案第3号について事務局より説明がありました。ご審議をお願いいたします。ございませんか。

(11番委員挙手)

11番委員： 貸借料情報について、水田となっていますが畑の情報はあるのでしょうか？

事務局： 貸借料情報については令和2年中に行われた貸借契約の平均をとったも

のです。畑についてのデータもありますが、データの数が少ないため平均値を出しても参考にならないと考えられるため掲載していません。

議長：ほかにございませんか。ないようでしたら、議案第4号について、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり承認されました

【閉 会】

議長：以上で本日の議案審議はすべて終了いたしました。
よって、令和2年度最上町農業委員会第9回総会を閉会いたします。